



# NEWSLETTER



平成 27 年度第 1 号

子ども家庭部子ども育成課 2015.7.6

## 平成 27 年度の保育施策の動向についてお知らせします

### ■子ども・子育て支援新制度の支給認定の変更申請・届出について

子ども・子育て支援新制度が始まり、保育の必要性に応じた支給認定証を発行しました。今後、次のとおり支給認定内容等に変更があった場合は、変更申請・届出が必要です。特に保育所・認定こども園・地域型保育事業等をご利用の方で、保育の必要量（標準時間・短時間）が変わる場合は、届出の翌月から利用者負担額も変わりますので、必ず変更の申請・届出をしてください。

#### ■変更の申請・届出が必要な場合■

- 住所・連絡先が変わった場合
- 世帯員が増減した場合
- 保育を必要とする事由が変わった場合（保育の必要量が変わる場合があります。）
- 就労状況が変わった場合（保育の必要量が変わる場合があります。）
- 産前産後・育児休業を取得する場合（保育の必要量が変わる場合があります。）
- 勤務時間を変更した場合（保育の必要量が変わる場合があります。）

※変更の申請・届出は「支給認定変更申請書兼届出書」により行ってください。用紙は、子ども育成課、認可保育施設に用意してあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

### ■平成 27 年 4 月の待機児童数

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 26 年 4 月	78	80	37	10	2	1	208
平成 27 年 4 月	48 (▲30)	60 (▲20)	17 (▲20)	2 (▲8)	0 (▲2)	0 (▲1)	127 (▲81)

※ 上記の表の数字は、国の示した定義で算出しています。

### ■平成 28 年 4 月開設予定の新たな保育施設

武蔵野市では、保育所待機児童の解消のため、現在平成 28 年 4 月までに、178 名の定員拡大を予定しています。詳細は次のとおりです。

#### <新規認可保育所の設置>

- （仮称）武蔵境コスモ保育園：平成 28 年 4 月開所予定 境 1-20  
定員 99 名（0 歳 6 名、1 歳 15 名、2 歳 15 名、3～5 歳 63 名）

#### <認証保育所の認可保育所移行>

- （仮称）グローバルキッズ武蔵境園：平成 28 年 4 月開所予定 境南町 4-2-19  
認証保育所を認可保育所に移行し、3 歳児以上の定員を拡大します。このことによって 3 歳の受入枠を拡大します。  
定員（現在）40 名（0 歳 6 名、1 歳 10 名、2 歳 11 名、3～5 歳 13 名）  
（移行後）62 名（0 歳 6 名、1 歳 10 名、2 歳 10 名、3 歳 12 名、4 歳 12 名、5 歳 12 名）

#### <新規小規模保育事業所の設置>

公募により、最大 3 施設を平成 28 年 4 月に開設します。  
運営事業者が決定したら、施設詳細等を市ホームページ等でご案内します。

## ■ 認証保育所等に通う児童の基本保育料を助成する認可外保育施設入所児童保育助成金を改定しました

階層別上限付 認可保育料差額助成…認証保育所に支払った基本保育料と、認可保育所等に入所した場合の利用者負担額（**保育標準時間認定**）との差額を助成します。ただし、助成額は下表のとおり階層別に**上限額**があります。（千円未満切捨て）

★【主な改正内容】 ※平成 27 年 4 月 1 日以降の在籍分から適用

- 対象施設は『認証保育所』、『すくすく泉いずみのおうち』です。
- 第 2 子以降の助成額については、第 1 子分より増額し配慮します。（一部例外あり）  
※第 2 子等の考え方は、**対象施設に同時に在籍**する何番目の児童かで判断します。
- 支給時期を変更します。（4 月～8 月分を 9 月末、9 月～翌 3 月分を 4 月末）
- 月 160 時間以上の利用契約が対象。（週 4 日以上条件を削除）

【新助成金上限額表】

階層	第 1 子分		第 2 子以降分	
	0～2 歳	3～5 歳	0～2 歳	3～5 歳
A	50,000	50,000	50,000	50,000
B				
C	45,000	45,000		
D 1～4	40,000	40,000	45,000	45,000
D 5～10	30,000	30,000	35,000	40,000
D 11～17	20,000	30,000	30,000	35,000
D 18～21	10,000	25,000	25,000	30,000
D 22・23	5,000	15,000		
D 24	0	10,000		

平成 27 年度の第 1 回支給（平成 27 年 4 月分～8 月分）についての申請案内を 8 月 1 日号市報にて掲載を予定しています。

※左の表の金額は、支給の**上限額**であって実際の支給額は各世帯の状況によって異なります。

★【支給要件】

- 保護者の就労、看護、介護、就学、病気療養等により、児童の保育を必要としていること。
- 助成を受ける月の初日に、利用契約を結んでいること。
- 助成を受ける月の初日に、保護者が武蔵野市内に居住していること。
- 月又は年間の契約により、月 160 時間以上の利用契約を結んでいること。（一時保育は対象外）
- 保育料を滞りなく収めていること。

★【申請方法】

- 助成金を支給する月の前月に施設を通じて申請書を配布します
- ≪前住所地の住民税課税・非課税証明書が必要な方≫※下記以外の方は申請書のみ提出です。
  - ◆平成 27 年 4 月分～8 月分の支給…平成 26 年 1 月 2 日以降に武蔵野市に転入した方。
  - ◆平成 27 年 9 月分～平成 28 年 3 月分の支給…平成 27 年 1 月 2 日以降に武蔵野市に転入した方

## ■ 新規開設施設及び保育施設紹介の実施について（予定）

平成 27 年 10 月 31 日（土）スイングホールにおいて、平成 28 年 4 月開所予定の新規保育所、新規小規模保育の説明会等を実施します。地域型保育事業施設（家庭的保育、小規模保育）の紹介、また市内認可保育所等で行ってきた実践や各保育園で大切にしている「武蔵野市保育のガイドライン」の状況報告も予定しております。

詳細が決まりましたら、市ホームページ等でお知らせをいたします。

■ ご意見ご質問につきましては子ども育成課（60-1854、午前 8 時 30 分～午後 5 時）までお寄せください。

